

議案第34号

北名古屋市次世代企業立地促進条例の制定について

北名古屋市次世代企業立地促進条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高度先端産業立地促進条例及び北名古屋市企業立地促進条例を廃止し、地理的優位性を活かした企業誘致や開発優先区域における企業立地の促進を図るため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市次世代企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市内において工場等を新設し、又は増設して製造業等を営む者に対し市が奨励措置を講ずることにより、本市における企業立地の促進、雇用の拡大及び企業の流出防止を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域 本市に属する区域のうち、規則で定める地域をいう。
- (2) 工場等 高度かつ先端的な技術の用に供する製造若しくはその研究開発を行う施設（以下「高度先端施設」という。）又は物品の製造の用に供する施設若しくはその研究開発の用に供する施設及びこれらに附帯する施設のうち、成長が見込まれる次の分野をいう。
 - ア 航空宇宙関連分野
 - イ 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
 - ウ 環境・新エネルギー関連分野
 - エ 健康長寿関連分野
 - オ 情報通信関連分野
 - カ ロボット関連分野
 - キ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条の規定により作成する東尾張地域基本計画の指定集積業種（ただし、物流関連産業を除く。）に係る分野
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が認める分野
- (3) 事業者 営利を目的として工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 新增設等 市内に新たに工場等を設置すること又は既存の工場等を拡充し、若しくは償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）

第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)を一新することをいう。この場合において、「既存の工場等を拡充」とは、既存敷地内に工場等を新たに設置し、又は増設し、その建築後に固定資産税評価額が増加するものに限る。

- (5) 投下固定資産総額 地方税法第341条第1号に規定する固定資産(土地を除く。)で、事業者が工場等の新增設等に要した費用のうち、家屋及び償却資産を取得した費用の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。
- (6) 常用雇用者 常時雇用される従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。)とし、工場等の新增設等に伴い、操業を開始する日までに雇用し、期間を定めず雇用される者をいう。
- (7) 固定資産税 地方税法第342条に規定するものをいい、北名古屋市市市税条例(平成18年北名古屋市条例第56号)第54条の規定に基づき、本市が事業者に課する固定資産税のうち、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。
- (8) 都市計画税 地方税法第702条及び北名古屋市都市計画税条例(平成18年北名古屋市条例第57号)第1条の規定に基づき、本市が事業者に課する都市計画税のうち、第5号に規定する家屋に対して課されるものをいう。
- (9) 大企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超える事業を営む者をいう。
- (10) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲にあるものをいう。ただし、次号の小規模企業者を除く。
- (11) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (12) 基準年度 工場等の操業開始後、固定資産税又は都市計画税が課されることになった最初の年度をいう。
- (13) JISQ9100認証 国際航空宇宙品質グループによる国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格認証をいう。

- (14) AS9100認証 国際航空宇宙品質グループによる国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムのアメ리카規格認証をいう。
- (15) EN9100認証 国際航空宇宙品質グループによる国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムのヨーロッパ規格認証をいう。
- (16) Nadcap認証 PRI (Performance Review Institute) が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、指定地域内に工場等の新增設等を行う事業者に対し、次に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号については、指定地域内に限らず交付することができる。

- (1) 工場等新增設促進奨励金
- (2) 高度先端産業立地促進奨励金

2 市長は、前項に定める奨励金のいずれかの交付を受ける事業者に対し、次に掲げる奨励金を上乗せして交付することができる。

- (1) 新エネルギー施設等促進奨励金
- (2) 雨水活用施設促進奨励金
- (3) 雨水流出抑制施設促進奨励金
- (4) 雇用促進奨励金
- (5) 障害者雇用促進奨励金
- (6) 地盤改良奨励金

3 市長は、指定地域内又は指定地域外にかかわらず、市内に工場等を有する事業者に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。ただし、第1号については、第1項に定める奨励金に上乗せして交付することができる。

- (1) 地域貢献事業等促進奨励金
- (2) 航空機産業国際認証奨励金
- (3) 航空機産業統合化促進奨励金

4 市長は、前3項に定めるもののほか、工場等の新增設等を行う事業者に対し、必要があると認める場合は、次に掲げる便宜供与を行うことができる。

- (1) 工場等の新增設等に必要な情報及び資料の提供
- (2) 工場等の用地のあっせん
- (3) 従業員の確保に関する協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項
(奨励措置の適用の申請及び決定)

第4条 前条第1項から第3項までに規定する奨励措置の適用を受けようとする事業者は、規則で定める認定申請書に、必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励措置の適用の可否を決定し、その旨を当該事業者に通知しなければならない。
- 3 市長は、奨励措置の適用に当たっては、必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付申請及び決定)

第5条 前条第2項の規定により認定決定の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が第3条に規定する奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定める交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付に当たっては、必要な条件を付することができる。

(奨励金の交付の制限)

第6条 奨励金の交付は、この条例の規定により奨励措置を受けたことがある同一事業者における同一事業の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大企業者の適用は、1回限りとする。
- (2) 中小企業者又は小規模企業者による第3条第1項、第2項及び第3項第1号に定める奨励措置の2回目以降の適用は、規則で定める奨励

金の額の2分の1を乗じた額を交付するものとする。

(重複受給の禁止)

第7条 事業者は、同一の立地において同時期に、第3条第1項第1号及び第2号に規定する奨励金の交付を重複して受けることができない。

2 事業者は、第3条第2項第5号に規定する障害者雇用促進奨励金の対象となる障害者については、同項第4号に規定する雇用促進奨励金の対象とすることはできない。

(届出の義務)

第8条 認定事業者は、規則で定める事由が生じた場合には、市長に必要事項を届け出なければならない。

(奨励措置の適用の取消し等)

第9条 市長は、認定事業者が操業を開始した日から5年を経過する日までの期間内に次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨励措置の決定を取り消し、奨励措置を停止し、又は既に実行した奨励措置に係る金額の全部若しくは一部の返還を命ずること(以下この条において「取消し等の命令」という。)ができる。ただし、第4号から第7号までのいずれかに該当することによる取消し等の命令については、奨励措置の適用期間満了後においても行うことができる。

- (1) 第3条第1項から第3項までに規定する奨励金について、規則で定める交付の要件を欠くこととなった場合
- (2) 新增設等に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止していることと認められた場合
- (3) 市税を滞納した場合
- (4) 偽りその他不正な行為により、奨励措置の適用を受け、又は受けようとした場合
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者と認められた場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励措置を講ずることが不適當であると認める場合

2 前項の規定により奨励金の返還を命ぜられた認定事業者は、規則で定める額を返還しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、この条例を施行するため、認定事業者に対し必要な報告を求め、又は職員を派遣して当該工場等へ立ち入り、調査をさせることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 この条例の規定による奨励措置の適用を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第12条 奨励措置の適用期間において、認定事業者に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限り、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

(環境の保全)

第13条 認定事業者は、環境の保全に関する市長の指示に従い、法令の規定に基づき、これに関し必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(北名古屋市高度先端産業立地促進条例及び北名古屋市企業立地促進条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北名古屋市高度先端産業立地促進条例（平成21年北名古屋市条例第3号）

(2) 北名古屋市企業立地促進条例（平成24年北名古屋市条例第6号）

(北名古屋市高度先端産業立地促進条例及び北名古屋市企業立地促進条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の北名古屋市高度先端産業立地促進条例及び北名古屋市企業立地促進条例（次項において「廃止前の条例」という。）の適用を受けているものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、廃止前の条例の適用を受けたものについては、この条例第6条に規定する奨励金の交付の制限の適用を受けるものとする。この場合において、同条中「この条例」とあるのは、「附則第2項の規定による廃止前の北名古屋市高度先端産業立地促進条例及び北名古屋市企業立地促進条例」と読み替える。